

議員提出議案第3号

守谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月16日 提出

守谷市議会
議長 高橋 典久 様

提出者 議会運営委員会
委員長 梅木 伸治

令和 年 月 日原案 決

守谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

守谷市議会委員会条例（平成13年守谷町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「保健福祉部」を「健幸福祉部及びこども未来部」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由（議員提出議案第3号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、執行部の組織機構の変更に伴い、所要の改正を行うものです。
よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市議会委員会条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 保健福祉常任委員会 7人以内 <u>健幸福祉部及びこども未来部</u>の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 保健福祉常任委員会 7人以内 保健福祉部_____の所管に属する事項</p>